

解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の市営住宅等の一時使用に関する要綱

〔平成21年1月28日〕  
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項および秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第196条第1項第4号の規定に基づき、離職退去者へ居住の場を確保することの緊急性にかんがみ、市営住宅および特定公共賃貸住宅（以下「市営住宅等」という。）の一時使用を認めることにより、離職退去者の自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 離職退去者 平成20年12月18日付け国住備第85号国土交通省住宅局長通知「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」および平成20年12月24日付け国住整第90号国土交通省住宅局長通知「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の居住安定確保対策について」に規定する離職退去者をいう。
- (2) 一時使用 緊急措置として、市営住宅等を期間限定して使用することをいう。

(対象住宅)

第3条 入居を許可する住戸は、現に空家となっている住戸で、一時入居を許可することにより市営住宅等の本来の目的が阻害されるおそれがないものとして市長が認めるものとする。

(一時使用の許可申請)

第4条 一時使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(様式第1号)に次に掲げる必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 離職退去者および同居親族の住民票
- (2) 退職証明書又は離職票の写し
- (3) 住居の退居を余儀なくされていることが明らかな書類
- (4) その他必要と認める書類

(市営住宅等の共同使用)

第5条 市長は、2DK以上の市営住宅等について必要があると認めるときは、当該市営住宅等を複数の離職退去者に共同で使用させることができる。

(一時使用の許可)

第6条 市長は、第4条の申請書が提出された場合は遅滞なく審査を開始し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、行政財産使用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

- (1) 現に市内に居住し、又は以前市内に居住していたこと。
- (2) 市内に自ら居住する住宅がないこと。
- (3) 一時使用の許可申請を行う離職退去者又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項の行政財産使用許可に係る標準処理期間は、14日とする。

(一時使用できる期間)

第7条 一時使用できる期間は、6箇月を限度とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、申請により、通算して1年を超えない範囲

で当該期間を延長することができる。

(使用料)

第8条 使用料は、秋田市行政財産使用料条例（昭和51年秋田市条例第24号）の規定により算定するものとする。

(使用料の納入)

第9条 市営住宅等の一時使用の許可を受けた者は、その使用を開始する日までに当該使用に係る使用料を全額納入しなければならない。ただし、納入すべき期限を別に指定し、又は分割して納入することを認めた場合にあっては、この限りでない。

2 市営住宅等の共同使用を許可された場合における1人当たりの使用料は、この要綱の規定により算定した金額を使用する人数で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。）とする。

(使用料の減免)

第10条 市長は、第8条の規定により算定した市営住宅等の一時使用に係る使用料の金額が、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条の規定を準用して算定した額に一時使用の許可を受けた期間の月数を乗じて得た金額を超える場合は、秋田市行政財産使用料条例第3条の規定に基づき、当該超える額に相当する金額を減免することができる。

2 市長は、第8条の規定により算定した駐車場の一時使用に係る使用料の金額が、秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）第29条の規定を準用して算定した額に一時使用の許可を受けた期間の月数を乗じて得た金額を超える場合は、秋田市行政財産使用料条例第3条の規定に基づき、当該超える額に相当する金額を減免することができる。

3 第1項の規定により算定した減免後の納入すべき使用料の金額について、離職退去者の収入の状況その他の特別の事情により納付が困難と認められる場合は、秋田市行政財産使用料条例第3条の規定に基づき、当

該納入すべき金額の一部又は全部を減免することができる。

(許可条件の遵守義務)

第11条 一時使用の許可を受けた者は、許可に付した条件を遵守しなければならない。

(明渡し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用許可を取り消すとともに、住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 許可に付した条件を遵守しないとき。
- (3) 申請書および添付書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(損害賠償)

第13条 使用者は、故意又は過失により住宅を滅失し、又はき損したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年1月28日から施行する。